

**第 8 回庄内南部地区合併協議会  
専門小委員会第二小委員会  
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 2 月 1 6 日（月）

場 所：鶴 岡 市 役 所

## 第 8 回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第二小委員会 会議録

日 時 平成 16 年 2 月 16 日 ( 月 ) 午後 1 時 30 分 ~

場 所 鶴岡市役所 大会議室

次 第

1 開 会

2 協 議

(1) 重要事務事業について

(2) その他

3 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	鶴岡市・識見を有する者	竹内 峰子
副委員長	温海町議会議長	佐藤甚一郎	委 員	羽黒町・識見を有する者	高橋 澤
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	櫛引町・識見を有する者	長南 源一
委 員	櫛引町議会議員	遠藤 純夫	委 員	朝日村・識見を有する者	田村 作美
委 員	三川町議会議員	須藤 栄弘			

欠席委員 佐藤喜久子委員

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
住民生活 部 会	部会長	阿部 恒彦	健康福祉 部 会	福祉副分科会長	平藤 博巳
	住民分科会長	林 由美子		高齢者福祉分科会長	山木 知也
	生活分科会長	斎藤 和也		高齢者福祉副分科会長	渡部 滋人
	税務・国保分科会長	三浦 義廣		社会児童分科会長	上原 正明
	税務・国保副分科会長	斎藤 寛		社会児童副分科会長	相澤 康夫
	消防防災分科会長	佐藤 丈彦		部会員	後藤 重好
	部会員	遠見 昌圀		部会員	小野寺雄次
	部会員	門崎 秀夫		部会員	堀 誠
健康福祉 部 会	部会長	白井 宗雄	教育部会	部会長	村田 久忠
	副部会長	星野 文紘		副部会長	成田 進
	健康分科会長	菅原 敬一		管理・学校教育分科会長	板垣 隆一
	健康副分科会長	今野 克雄		管理・学校教育副分科会長	富樫 恒文
	福祉分科会長	板垣 博		社会教育分科会長	森 博子
			スポーツ分科会長	秋庭 一生	

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	鈴木金右衛門
調査計画主査	今野 勝吉	主事	伊藤 弘治

## 1 開 会（午後1時30分）

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 本日はどうもご苦勞様でございます。ご案内の時刻になりましたので、ただ今から第8回の第二小委員会を開会いたします。

本日は、温海町の佐藤委員さんから欠席の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

協議に入る前にきょうはお手元にA4、1枚の資料を配付させていただいております。こちらにつきましては、前回の小委員会におきまして第三セクターについてご協議いただきましたところ、第三セクターに関しまして5年間の経営状況について資料の要請がございましたので、用意したものでございます。

荘内文化財保存会につきましては、文化財の発掘ですとか調査、保護、啓蒙、文化財保存の技術的、経済的援助ということで行っておるところですけれども、こちらにつきましては10年度の収入が147万1,000円、収支差引残が31万9,000円ということで、14年度まで5か年分の決算について記載させていただいております。

それから、藤島町文化スポーツ事業団、こちらにつきましては芸術文化、生涯学習、スポーツの普及及び振興に関する事業を行っておるわけでございますけれども、これにつきましてはの当期収入額、収入支出残額、職員数、補助金交付額というふうに5か年分を記載させていただいております。

それから、鶴岡地区クリーン公社につきましては、一般廃棄物の資源再生処理、資源再生施設の管理運営ということを行っておるところですけれども、これにつきましても5か年分ということで掲載させていただいております。

資料につきましては、報告をさせていただきました。

それから、きょうは重要事務事業の協議ということで進めていただくことになっておるわけですけれども、環境分科会につきましてはちょうど会議が重なっております、説明職員がどうしても出席できないということでございますので、こちらの環境につきましては明日、17日皆様よりご協議、ご意見をお願いしたいと存じます。

## 2 協 議

### （1）重要事務事業について

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 それでは、早速でございますけれども、次第2の協議につきまして本城委員長さんから会議を進めていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○本城昭一委員長 どうもご苦勞様です。それでは、8回目でありますので、あいさつ抜きで協議のほうに入らせていただきます。

私どもの小委員会が所掌する分野における事務事業の説明は、2月5日で一通り終わったわけにありますので、事務事業ごとに協議を進めてまいりたいと思います。

協議については、住民生活部会の1回目配付資料、次に2回目配付資料、そして次に健康福祉部会の1回目資料、2回目資料、最後に教育部会についての協議を行いますので、皆さんから活発なご意見と円滑な進行についてご協力くださるようお願いいたします。

たします。

それでは、最初に住民生活部会の住民分科会、管理番号034手数料・使用料の調整内容について、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。調整内容については、資料にありますように県内他市、全国類似都市との比較から鶴岡市の例を基本に合併まで調整するという調整内容になっておりますが、委員の皆さんのご意見、ご質問をお願いいたします。

特にございませんでしたら、分科会の調整案のとおりとさせていただくということになると思いますが、いかがでしょうか。2ページに鶴岡市の手数料、使用料が表として出ております。これを基本に合併まで調整するということであります。

○**高橋 澤委員** 基本的にはこれでいいと思うんですけども、ほかの県とか全国類似都市なんかと比べますと、初めてこの鶴岡市とか町村、それから山形県が高いんだなということがわかりました。それでもこの財政難ですし、県全体から見て同じようなレベルですので、あえてダウンするのは避けてもいいかなとは思いますが、財政が安定しましたらこういう住民に直接返るようなことは、何年先かわかりませんが、全国並に下げていったらどうか。また、変な話ですけども、合併を祝したような感じで下げるというようなこともあるかと思いますが、このままでいいと思いがすが、将来的には安定しましたら下げる方向にいてもらいたいなと思いがすが、

○**本城昭一委員長** 合併まで鶴岡市を基本としながら調整をすると、こういうことでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、034はそういうことにさせていただきます。

次に、036になります。延長窓口ということですが、実施日が限定されていないことによる市民の利便性が向上することから、鶴岡市、藤島町の例を基本とする方向で合併まで調整するということであります。資料は6ページです。

○**須藤栄弘委員** 組織機能をはっきりしていない段階なんですけれども、本所、支所というシステムになった場合、全部の本所、支所でも実施するのかということと、それから担当しているのが宿直室で警務員、あるいは町村によりましては所管の課がやるというようなこともあります。それらの対応についてはまったく鶴岡市と同じということなのか二つについてお聞きします。

○**林 由美子住民分科会長** それぞれ支所ですとか本所につきましては、現在の町村の役場のほうを支所にしていただくということを前提にいたしまして、今までどおりに受け付けると。体制につきましては、それぞれ夜警員さんのところですか職員の方のところもあります。今職員の方が受けていらっしゃるの、職員が時間外ですとか変則勤務で対応しておられると思いがすが、そのほかに戸籍を24時間受け

付けるためにはやはり夜警員さんですとか施設の管理の方たちが受け付けしておられると思いますので、そちらのほうで交付の申請だけを受けていただく、それが金曜日でしたら月曜日になりましてから郵送でお届けいたしますと、こういう形に変えたいということでございます。

○須藤栄弘委員 鶴岡市の場合、印鑑証明が載っていないようなんですけども、これは対応しないということでしょうか。

○林 由美子住民分科会長 申しわけございません。印鑑証明につきましては、やはり開庁日にさせていただきたいと思います。オンラインの関係などがございますので、それから印鑑証明ですと非常に財産にかかわる大事なものでございますので、本人の確認などを十分させていただきたいということから、印鑑証明につきましては開庁日のほうがよろしいかと思っております。

○本城昭一委員長 よろしいですか。

○須藤栄弘委員 はい。

○本城昭一委員長 036もこの調整案、鶴岡市、藤島町の例を基本とする方向で合併まで調整すると、こういう方向でいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 それじゃ、次に022-002町内会連合会事務局事務、これは各市町村における自治組織の形態が異なっており、調整しての対応が必要であるが、新市移行後に歴史的経過、地域特性を踏まえ、地域住民の意思を尊重しながらあるべき姿を検討するというところで、経過措置として3年以内、こういうことでの調整案であります。

○須藤栄弘委員 地域住民の意思を尊重しながらあるべき姿を検討するとあるわけですが、現段階ではあるべき姿というのはどのように考えておられますか。

○斎藤和也生活分科会長 分科会の中でこのあるべき姿についてどうするかという議論は、まだそこまで至っておらないところであります。参考資料のほうにも記載のとおりこれだけ名称、あるいは機能につきましても違っているということでもありますので、基本的には合併した後にこの方向について検討していくということになるかと思いません。

○本城昭一委員長 この資料を見ますと、合併まで調整するという事はやっぱり非常に困難であるということで、3年の経過措置の中からあるべき姿を模索していく、こ

うということだろうと思います。

○佐藤甚一郎委員 これは3年以内にあるべき姿を検討する、3年以内というのは3年以内でどこまでやるのかなど。といいますのは、町内会でありますとか、それから町村でいえば自治公民館でありますとか、そういうのはやっぱりかなりの長い歴史があるわけです。しかも、それらは非常に住民の中にも深く組み込んでいる組織でありますから、そんなに簡単に換えられるものではないというふうに思います。目標というのは3年でも5年でも大した変わりはないんでしょうけれども、資料を見ましても今のところは資料2枚しかないわけですが、これを見ただけでは私どももどこがどうという比較すらできないという、そういうさなかにあります。さらにまた、公民館といういわゆる社会教育と自治というものが混然一体となっで行われている場合、特に私のほうがそうなのでありますが、そうした形態というのはこれから人口がどんどん減っていく中では、やっぱり全く別々にあると大変困るものが出てくるわけです、現場の中で。だから、現場でやれるそういうものをうまく整理をして、そしてある一定の単位でそれらが自治と公民館活動というものが一体化されるようであれば、むしろいいのかなと考えたりもします。ただ、各市町村それぞれ歴史があり、なかなか難しいかとは思いますが、今期待される住民の自治組織というのは、やっぱりかつてのような時代背景というものと違ったものが求められているのかなと考えたりしますと、そこら辺をまた新たな視点とか角度とか、そういうものを取り入れながら検討されるようお願いをしたいし、これを3年でまとめるというのは、今のところ何も案がないという中でどうなっていくのか大変心配をしています。これはやっぱり3年とかではなくて、少し時間をかけてもう少し調査をして、実態がどうなのかと、どこかにうまくないものはないのか、そういうあたりの検討を十分深めてそれからやってもらいたいと思います。

○齋藤和也生活分科会長 説明不足の点がありまして恐縮であります、この経過措置3年以内という分科会の考え方といたしましては、今お話しのとおりこの住民自治組織の区域でありますとか、あるいは会長さんの報酬、あるいは各自治会に交付されている補助金、こういったものが非常に千差万別であるという中で、私どもとしてもこの3年以内にすべて統一をすとか平準化するという具体的な実践目標としてるところまでは考えておりません。3年というのは、この調整内容に記載してありますとおりあるべき姿を検討し、そのあるべき姿というものを3年以内に一定の構想として取りまとめるという段階までで、まず精いっぱいではなからうかというふうに考えているところでございます。また、今お話ありましたとおりこの実態調査につきましては、今月の下旬から順次全部の地区公民館なり自治公民館の調査をさせていただきますし、また各市町村の複数の公民館については、実際に出向きましてその住民のお話をひざを交えてお聞きするという形で調査を進めたいというふうに考えておりますし、また合併後もその必要性に準じまして調査等の継続をしてまいるという考え方でございます。したがって、性急に3年以内にすべて決着をつけるといったような考え方ではございませんので、その点をご理解をいただきたいと思っておりますし、こ

ここに記載のとおりあくまでも地域特性を踏まえて住民の意思も尊重しまして、そのあるべき姿を構想としてまとめていくというふうにご理解いただきたいと思います。

○佐藤甚一郎委員 そうしますと、3年以内に構想をまとめる、こういう感じでありますか。そすると、調査とそれから構想、こういうところで大体3年と、こういう理解でいいんでしょうか。

○齋藤和也生活分科会長 今おっしゃるとおり、分科会の考え方としては一定のめどをつけるということで3年というふうに記載をさせていただいていますので、今ご指摘のようなスケジュールで進めれば極めて速いテンポかなというふうに考えております。

○佐藤甚一郎委員 それで、その際にやっぱり必要なのは行政のコストということです。行政コストとしていわゆる人員配置、もちろん委託料も含むわけですが、そういうものをトータルした場合にどうなのか、そこら辺のところはやっぱり少しきれいに洗い出しをしながら、職員配置とか、プロパー職員がおるんであればそれも一つのあれなんでしょうし、そうしたところまで綿密な調査をお願いしたいと思います。

○本城昭一委員長 この次のほうも含めて、自治組織については大変難しい問題であります。それぞれ現状の姿というのは歴史があって経過があるわけですが、それを一つの市にまとめていこうということになりますと、大変容易でない問題があると思います。今意見が出ましたように方向性、構想を3年がかりでやっぱりきちっとしていくと、こういうことだろうと思いますので、調査の問題も含めてひとつよろしくお願ひしたいと思います。

これは、004とは特に関係ないんですか。

○押井喜一委員 一連のこととして考えていかないと、5ページまで皆同じじゃないですか。

○齋藤和也生活分科会長 まず、5ページまでは今の考え方でこの流れで記載させていただいております。

○本城昭一委員長 経過措置3年以内ということになっていきますし、同じ関連したようになっておりますので、5ページまでは大体そういうことでないでしょうか。だとすれば、この調整内容を了とするかどうか、皆さん方のご意見。

○押井喜一委員 私も佐藤委員おっしゃったように非常に住民に直接かかわってくる大きな課題だと思っています。やっぱり経過措置として3年以内というふうなことを明確にしてしまうと、どうも合併するということがガラガラポンになっちゃうというふうなイメージというか、影響を与えるような気がするんです。やっぱり特色のある地域というふうなことに関連しますけども、一定の残すべきものもあるような気もしま

す。すべて調整しなければならぬというふうなことでなくて、やっぱり歴史ある地域、そういった経過を踏まえた場合に残すべきところもあるのではないかと。性急に3年以内に調整する方向でやっていくということではなしに、むしろもっと時間をかけて調整すべき課題ではないかなというふうに思っていますので、どうも3年以内に調整というふうなことを明確にすることにはちょっと抵抗あります。もっと時間かけていいんじゃないかと。

**○長南源一委員** 何か今の説明では、ここに経過措置3年以内とありますが、具体的な細部の調整ではなくて、あるべき姿ぐらいしかいけぬのではないかという話がありまして、私はこれはある意味では約束事だと思いますので、できないのだとすれば例えば5年にするとかというふうにしなないと、以内だったらいいけども、延びてもいいのだという、そういう理解でいいのか、やっぱり約束事ですので、ここはここで3年以内にするとしたら、それをきちっと守るような方向で、できないのだったら5年にするというほうがはっきりしていいのではないかというふうに思うんですが、できなければいくら延びてもいいということなんですか。その辺がちょっとわからないんですが、私はこういうことで約束しましたということで住民に説明するわけですから、それはちゃんと守るべきだと思うんですが、そういうあいまいな考え方でいいんでしょうか。3年以内というのは具体的な調整であって、あるべき姿の調整ぐらいしかいけぬだろうと、そういう考えで、あとはできませんでしたということでもいいのでしょうか、ちょっと私その辺がわからないのですが。

**○齋藤和也生活分科会長** 私どもがここまで取りまとめをしましたのは、今残すべきものは残すというお話が最初にごさいましたけれども、それは最初に記載をさせていただいておりますとおり地域特性等を踏まえるという、地域住民の意思も尊重しながらあるべき姿を検討するという表現にさせていただいたのは、まさにそういった検討の結果そういったこともあるかもしれません。我々はそこは否定をしているものではなくて、あくまでも尊重しながら検討していこうということで考え方を取りまとめたものであります。また、3年でなければなし崩しでいいのかと、あるべき姿が検討できなかったらもうなし崩しかという考え方については、私どもとしても一定の期間等を設けないと、逆にこういった難しい問題についていつまでもはっきりした結論といえますか、議論が長引いてどう進めていいのかいつまでたってもわからないと、むしろ住民の側から見て、いつまでたってもはっきりした方向性が見えないという混乱した事態は避けるべきではないかという考え方で、一定のめどとして3年というふうにさせていただいたものでありまして、これはもちろん3年をめどに私どもとしても全力で頑張る考えでありますし、住民の皆さん方からもそれなりにぜひ参加をさせていただいて意見を取りまとめていきたいという意気込みですので、そこを約束できないということは今この場で確約はできないわけですが、私どもとしてはこのめどを最大の努力目標に頑張っていきたいというふうに考えております。

**○本城昭一委員長** 私は、この3年以内というのは新しいまちづくりにおける自治組織

ということについては、やはりそんなにどんどん先送りはできない問題だろうなど。やはり3年というのは一つの目標にしてやらなきゃならないという、そういう意思表示だろうと理解をしたところでありますが、3年でできるかできないかはっきりしろと言われると、これは非常にあれですが、そういう目標を持ってこの問題は5年とか10年とかじゃなくて、3年を一つの目標にしてまとめていこうという意思表示だろうと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○**佐藤甚一郎委員** これは、やっぱり調整内容このことです、これだけを見ると何かしらすぐにできそうかなという印象を持ちます。しかし、現実にはこれは大変難しいことであって、最近になりましてからもいろいろこれに関する調査とか会議があったということです。やっぱりそういうようなところをこの調整内容の中にも反映して、私どもも今話を聞いて確かにああそうかと思うものですから、やっぱりこの文章を見ただけでも、なるほどそうかなと言われるといいですが、はっきり見えるような、そういう文章扱いをしてもらえばありがたいと思います。

○**遠藤純夫委員** 一つの目標というようなことで3年以内というのは、これはわかりますが、やはり今の合併に関して自治組織というものは、町民の中で一番関心事ではなからうかというふうに思われます。そんな中でありますので、これをやはりじっくり検討する時間があってもいいのではなからうかと。今構想を3年以内というこの努力目標は大変良いのではなからうかと思われますが、この経過措置の中にも3年、5年というような形があるわけにありますので、やはりこの辺は当初からある程度の時間を入れるというのも一つの方策ではなからうかというふうに思われます。その点についてひとつご検討を今しばらくやっていただいたら、あるべき姿が出てくるのではなからうかというふうに思います。いかがなものでしょうか。

○**斎藤和也生活分科会長** おっしゃるお気持ちは非常によくわかりますし、例えばそれが5年とか、あるいは当面従来どおりであるといったような選択肢はあるわけですが、私どもとすれば分科会の議論の結果としてこれまで詰めてきた中では、各町村から出ていただいておるわけですが、3年という一つのめどはまず構想を練るということではおおむね良いのではないかという結論に達したわけですので、私どもとすればぜひ3年でお願いをしたいというものでありまして、そこそこはご理解をいただきたいと思います。

○**押井喜一委員** 先ほど委員長からもお話あったように、ある程度スピードをかけてというようなことでもあるわけだけれども、ただ説明でも取りまとめ構想を見るのが3年で精いっぱいというふうな状況であれば、じゃ5年程度で新しい体制でやっていくとかということだろうと思うんです。ここに3年以内というようなことを明確に示されると、もう3年間ですべて今までの各地域でのそういった制度の仕組み、そういったものが全部調整、平準化されてしまうというふうな印象を与えると思うし、あるいは支所の機能だとかいろんな権限だとか、そういったところとも関連するんだろうと

思うけども、一番住民が築き上げてきた部分をもっと慎重に時間をかけてやるということでの意思表示のほうが、むしろ住民からは受け入れてもらえるのではないかなという感じもするんです。3年間でこういうふうなことで全部平準化、調整すべきだというふうなものよりも、むしろ5年なら5年というふうな期間を置いたほうが住民からは受け入れていただけるのではないかなと、私はそういうふうに思います。すべてこれは社会教育、公民館ともいろんななかかわりが出てくる部分なわけですので、ただ自治組織、町内会組織の問題でなくて地域づくり、そういったところすべて波及する大きな課題だと思うので、私は5年なら5年というふうなことでいろんな調整、平準化というものを考えたほうがむしろいいのではないかなというふうに思います。

**○本城昭一委員長** これはまちづくりにとって避けて通れない非常に大きな問題であります。それぞれ歴史を重ねた姿で今住民が直接対応している、そういう分野でありますので、3年という目標で構想までいきたいという当局の意思は十分よくわかりますが、今委員の意見を聞きますと年数といいますが、3年でこんな大きな問題ができるのかという心配もあるようですし、住民に対しての説得、説明も時間的に足りないのではないかと心配もされておるようであります。したがって、この小委員会での問題については結論を出すということじゃなくて、意見が違っておりますと、この小委員会の意見として法定協議会に報告すると、こういう措置をしたいと思いますが、いかがですか。

(「はい。」という声あり)

**○本城昭一委員長** じゃ、そういうふうにさせていただきます。

**○須藤栄弘委員** 委員長、ちょっと。前もちょっと言ったことがあるんですけども、自治組織と行政との意思の疎通といいますが、三川町は月例町内会長会を開いて、いろんな諸連絡あるいは住民要望等を各課長あるいは町長出席の下で聞くということをやっているわけです。円滑な行政執行のためには大変有効な手段だなと思いますし、行政範囲も広がるわけですし、前より住民に一定の不安が出てくるかなと思っております。新市の基本目標にもコミュニティの再構築というふうに掲げておりますし、この点に関してはどのように現段階では考えられておりますか、今後の検討ということになりますか、もし何かありましたらお願いします。

**○斎藤和也生活分科会長** 今お話ありましたとおり三川町さんの場合ですと、月に1回定例会を設けていらっしゃるということですが、ほかの市町村ですとそこまではいってありませんで、不定期に集まる、もしくは総会等様々の案件ごとに集まるといった形で、特に期日を決めて開くということまでには至っていないわけでありまして。このことにつきましても、同様に3年以内ということで検討の材料には入れてあるわけですし、その進め方についてまだ三川町さんだけの例でもありますものですから、聞くところによりますと非常に重きを置いている、三役を初め課長さんが全員出席をされ

て、議会に準ずるぐらいの非常に大事な会議体だというふうに伺っておりますので、そのまた性格についてはちょっとほかの市町村とは違うかなということもありますので、そこら辺はよく研究をさせていただくことになろうかと思っておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

○**本城昭一委員長** それじゃ、今申し上げましたように5ページの015まで同じ問題の内容ではないかなというふうに思っておりますので、これを当委員会として調整案どおりで一致しなかった、やっぱり3年というのは非常に不安を持っているという意味で、そういう報告を法定協議会にすると、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうふうにしたいと思っております。

次に、037に入ります。斎場管理運営事業であります。調整内容は、鶴岡市の例を基本に斎場使用料を調整するということで、山北町火葬場の利用については今後も業務委託することとして、村上市岩船郡6市町村合併協議会の意向を尊重しながら負担金額を調整すると、こういうふうにあります。これは先送りするわけにはいきませんので、合併までということになっていますが、いいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、分科会の調整案のとおりにさせていただきます。

次に、039、これは斎場等使用料補助金交付事務ということで、ここに課題がありまして、調整内容としては鶴岡市斎場使用料との差額を補助する、こういうことになっております。これは合併までという調整内容であります。

○**須藤栄弘委員** 内容に利用者の負担にならないようにという、これは確実に守られると理解していいのでしょうか。

○**斎藤和也生活分科会長** 当初この補助金は必要なくなるかなというような見込みもあったのですが、現実にはいろんな方々の状況をお聞きいたしますと、酒田市、余目町の斎場を利用するケースが間々あるということでございますので、これは新市の斎場を利用する方々と不公平にならないようにするためにこの交付事務をご審議いただいたわけですので、それは必ず不公平のないように調整をするという考え方です。

○**本城昭一委員長** 酒田、余目を利用している例があるということですか。これは、利用者の負担にならないようにということは、向こうのほうが高いわけですか。

○**押井喜一委員** 町外ということで。

○本城昭一委員長 その差を負担すると、こういうことですか。

○斎藤和也生活分科会長 はい。

○本城昭一委員長 これはよろしいじゃないですか。

○高橋 澤委員 60%もいるというのは、こちらのほうに来てと、今度から勧誘はできないわけですか。

○竹内峰子委員 地理的なものですか、60%もいるというのは。

○須藤栄弘委員 地理的なものもあると思います。

○本城昭一委員長 じゃ、分科会の調整案どおりということにさせていただきます。

次に、税務・国保分科会に入ります。023-1001、これは経過措置として5年以内という調整案になっております。理由は、合併直後の住民負担、税負担の増加を回避するという観点から経過措置5年以内、こういうことになっております。

○三浦義廣税務・国保分科会長 実は、個人住民税の均等割の税率ですけども、皆さんご承知かと思えますけれども、今税制改正やっております、ほぼこの改正がなる見込みであります。この改正なりますと、資料の下段のほうに記載をしてありますが、市町村民税が全部3,000円が標準税率になるということでありまして、標準税率ですから、この税率によらなくてもいいわけですけども、今までは各市町村とも全部標準税率を採用してきておりますので、そういうふうにいたしますと、差異は生じなくなります。ですから、5年という期間も必要なくなります。法改正が3月の末に予定されておりますし、各市町村の条例改正もその後でされるものですから、今この違いがあるということを出してはあるんですけども、これは違いがなくなるということでもあります。

○本城昭一委員長 まだ改正されていないんでしょう。

○三浦義廣税務・国保分科会長 3月末に改正される予定であります。

○本城昭一委員長 現段階の表現ではこれじゃまずいわけですか。

○三浦義廣税務・国保分科会長 法改正になっていないものですから、現実的には今これが生きているということです。

○高橋 澤委員 5年はいらないということですね。

○三浦義廣税務・国保分科会長 5年どころか、すぐ同じになるということです。

○本城昭一委員長 この相違がなくなるということですね。2,500円と2,000円の相違がなくなって全部3,000円になるということですね。ここは合併までというふうになるんですか。

○三浦義廣税務・国保分科会長 法改正なされなければこのままということですが、法改正がなされていないものですから、今の段階ではこういうふうにしかならないということですが。

○本城昭一委員長 それでは、そういうふうに理解をして、この調整案にそういう含みもあるということによろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 じゃ、2002都市計画税、これも経過措置5年以内と。この説明も何かの間少し長くありました、その対象になる部分とか...

○三浦義廣税務・国保分科会長 なかなか税制のことわかりにくい点があるかと思いますが、これ5年以内ということは、5年以内を全部使うということではなくて、ここにも記載をしておりますが、新しい都市計画区域が決まった段階で新しい都市計画の課税区域とともにやりますと、それまではこのままいきますという話なんです。新しい都市計画区域が合併後3年内に策定するという方向で動いているものから、税金の場合はそれより1年遅れますので、そうすると4年になります。4年以内でできれば5年になります。そういう含みを持った記載の仕方しております。

○本城昭一委員長 これは、当該税目がない町村もあると、こういうふうなことですね。

○三浦義廣税務・国保分科会長 そうです。都市計画税の課税区域と合わせて見ていただければおわかりのとおり、都市計画税といいますが都市計画区域がなければ課税はできないということです。現在都市計画区域があっても課税をしていないところもありますし、区域もなく課税もしていないところもある、3種類あるものから、それを今の段階で調整することは難しいということでありまして、合併後新しい都市計画区域ができた段階で全部もう一回見直すということでありまして、ただ、税率については鶴岡市の例ということで出させていただきます。

○本城昭一委員長 鶴岡市の例を基本に調整すると、こういうことではありますが、内容は今説明あったとおりでありますので、分科会調整内容によろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、次に2036の固定資産税不均一課税の税率、これについても鶴岡市の例を基本に調整する、3年以内の経過措置、こういうことになっております。

○**佐藤甚一郎委員** これも上位法といいますか、それに基づいて様々それにつけたり足したりしているところがあると思うんです。そういうものはやっぱり一つの政策判断としてやられているわけですから、これらに一切手をつけてはいけないということではもちろんないんでしょうけども、固定資産税の不均一課税に関する限りあまり性急に急いではほしくないなと、こういう感じをしています。今なかなか業界が大変なものですから、その先にどういう議論を交わせるかどうかはわかりませんが、この場では少なくともやはり時代背景というものを捉えたものの考え方をしていかなければならないだろうと思うんです。この不況の中で税金を上げますというのはなかなか難しい、そう考えますので、よろしくお願いいたします。

○**三浦義廣税務・国保分科会長** この固定資産税の不均一課税といいますのは、対象がホテル、旅館なわけでありまして、鶴岡市と温海町さんだけしかない。現在は適用件数が4件と、件数でいいますとごく限られた件数なわけでありまして。これはただ今お話のとおり政策判断でやる税率なんです。税率の規定は何もないものですから、いくらにしてもいいんですけれども、いくらにしてもいいというものですからなかなか難しい点があるということで、今鶴岡市の例にしましたのはいろいろ資料のほうに記載をしてありますけれども、他市の例とか、その辺を勘案してやったことであると。ただ、一方では業界のお話もあるということでありまして、一方では一般住民に対してはこういうことはないわけです。いわゆる均衡の兼ね合い、じゃ均衡どのくらいならばいいかというとなかなか難しい面はありますけれども、そういう兼ね合い、他市の状況、それをして鶴岡市の例にするとしたところでありまして、これが例えば5年を経過措置として設けるとなると、例えば温海町さんの場合ですとそれからまた8年ということで、もう十何年間もそういうふうになっていくということもございます。それから、一番の最大のあれは合併ですので、基本的には特に税金の場合統一するというのを私は思っていますので、基本的には統一すると。統一できない場合に特例法を使ってやると、そういう基本的な考え方の下、今お話したとおり他の納税者、他市の例を勘案して合併時から税率は統一すると。ただ、現在適用者がおりますものから、その方については不利益は与えられないということでありまして、その方に対してのみ適用期間中不均一課税をするというようなまとめ方をしたところでありまして。

○**本城昭一委員長** いかがですか、説明。

○**佐藤甚一郎委員** 説明は十分わかりました。説明は十分わかりますが、私の意見として先ほど申し上げたとおりであります。

○**本城昭一委員長** 意見に対しては、特に意見ありますか。

じゃ、この経過措置3年以内ということによろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 次に、個人住民税の納期、これは合併までに現行の鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町の例によると、こういう調整で合併までということのようです。理由は、住民周知、指定金融機関での取り扱い、賦課事務、徴収管理の観点で統一すると、こういうことで合併までに調整をするという案であります。

これは櫛引町が入っていないんですね、この例によるという中に。法規定納期とすると、1町だけなんで、こういうふうに統一すると。

(「藤島町もです。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 藤島もそうですね。

納期の統一ということですので、いかがですか。これは、1001、2001、2002、3008、この辺全部納期の相違を統一しようと、こういうことでありますが、特に問題ありますか。

(「ありません。」という声あり)

○**本城昭一委員長** それじゃ、そういう分科会の調整案でよろしくお願いします。この4、5、6の3項目をそういうふうにさせていただきます。

それから、2002都市計画税課税区域、これも当面従来どおりという、これは課税市町が鶴岡、藤島、温海ということで当面従来どおりと、こういうことですが。

○**佐藤甚一郎委員** この都市計画区域の指定なんだか設定なんだか、これなんです、新市における都市計画区域の設定、これらは基本的にはどういう考え方でしょうか。

○**三浦義廣税務・国保分科会長** 新市における都市計画区域ですか。

○**佐藤甚一郎委員** 区域です。

○**三浦義廣税務・国保分科会長** 区域のほうは、建設部会の分科会で調整をされておりました、私が聞いているところによりますと、それが先ほど申し上げました3年以内に調整をするということだけしか聞いておりませんが、新市の都市計画区域をどういう考え方で進めるかということまではちょっと聞いていないところです。税の場合は、その決定を待ってそれを受けて課税区域を決めるということになります。

○佐藤甚一郎委員 ここに何にも書いていないというのは、そういう意味なんだろうと思うんですが、私ども問題にすることはないのだと、こういうことになりましょけれど、都市計画区域というのはやっぱり何らかの理由といいますか、いわゆる税をいただく、そういう場合には目的税ですから、必ず特定の区域に関してのお返し、これが発生するわけです。それが発生しないように指定をするという、そういう例もあるわけなので、その辺のところをやっぱりどう調整していくのか。

○三浦義廣税務・国保分科会長 おっしゃるとおりなんです。目的税でありまして、都市計画事業、区画整理事業をやるための税金だということなんです。そのための必要なお金を集めるということなもんですから、本当であれば税率も必要なお金を逆算して決めていくというのが本筋となるわけです。それで、今課税区域に入っていないところ、課税がなっていないところがあるわけです。これが、じゃ合併した後にずっとうちのほうはいいですよとか、この地区はいいですよとなれば、逆に言えば都市計画事業ができないということになります。それで、決して直接的な給付じゃないもんですから、今税金払ったらすぐうちの前道路良くなるとかという、こういうことはなかなかできませんけれども、全市的に考えてそういう都市計画街路とか都市計画公園とか、そういうものに投資をしていくという税金なわけです。おっしゃるとおりです。

○佐藤甚一郎委員 私が言いたいのは、区域指定をまずしてしまって、それに何を上げていくか、可能性としての見通しであって、それが実際は何もしない場合が多いんです。そういう場合もあるんです。そういうところの区別の仕方、その辺の考え方を少し整理をして、何のために指定するんだと、何のためにお金をいただくんだと、何のためにお金が足りないんだと、その辺の意味が住民に伝わらないままに進んでいく場合があるんです。その辺のところはやっぱり住民との合意ももちろんありましょし、そういうところをしっかりとやっていただかないと変なものがあるんです、よろしくお願いします。

○三浦義廣税務・国保分科会長 わかりました。その際には十分説明会を開催するなどしたいと思います。

○本城昭一委員長 この調整内容は、新市での区域と都市計画事業が未定であることを勘案して当面従来どおりとする、こういうことになっておりますので、それはそれでやむを得ないんじゃないかと。

○須藤栄弘委員 都市計画区域は所管が違うということでしたけれども、将来的にどのようになるかわかりませんが、現在課税になっていないところも課税対象になる要素があるということも想定されるわけですか。

○三浦義廣税務・国保分科会長 そのとおりであります。そういう可能性はありますという、ないとは言えません。そういうことは考えられます。それはなぜかといいます

と、ただ今申しましたけども、都市計画事業との兼ね合いがあるものですから、じゃ税金はといえば都市計画事業もあるわけです。まちづくりとの一体性があるものですから、そういうふうな表現をしているわけでありまして。建設部会のことによくわかりませんが、都市計画事業はいろんな補助があったりとか、メリットがあるという中でまちづくりを進めていくということなので、その辺でどういうご負担をお願いするかというのは、また合併した後のいろんな事業計画との兼ね合いになるかということでの現在の都市計画区域は当面従来どおりということにさせていただいたところでは。

○須藤栄弘委員 当面というところのぐらい。

○三浦義廣税務・国保分科会長 ちょっとずれますけども、先ほどの税率と関係ありまして、当面というよりは都市計画区域が決まった段階でというふうな話、課税区域が決まった段階です。

○本城昭一委員長 当面従来どおりという分科会の調整案でよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 次に、免除、減免関係であります。1003の個人住民税、2006の固定資産税、3012の軽自動車税、この免除及び減免規定については、免除、減免規定及び基準は鶴岡市の例を基本に調整すると、合併までということになります。資料によりますと免除、減免規定は、市町村民税はおおむね7市町村は同一規定と、固定資産税もおおむね7市町村は同一規定と、軽自動車は鶴岡市には免除規定がありますが、他の町村はないというようなことで、この辺基準は鶴岡市の例を基本に調整する、こういうことになっておりますが、合併までということでは。

○佐藤甚一郎委員 鶴岡市の免除規定というのは、どういう中身なんですか。

○三浦義廣税務・国保分科会長 19ページから詳細な資料をつけておりますが、なかなかわかりにくいかなと思います。この減免のいわゆる税条例上の規定がありまして、その際基準というものがあまして割合がある。基準がないところもある。この免除、減免というのも、各市町村が独自につくるというわけではなくて、法規にちゃんとその例の記載がありまして、それに沿ってつくっているわけなので、極端に違うということはありませんはずなんですけども、若干の相違がいわゆる法の許容範囲のところであるということではあります。それを比べてみましても、ほとんど差はなく、全然ないとは言えませんが、大きな影響はないだろうと。特に生活困窮者に対する減免というのは非常に重要だと私は思っておりますけれども、資料にありますとおり生活困窮者の減免状況がほとんどない状態なものですから、直接的な影響は少ないだろうと思います。それからあと、固定資産税のいろんな減免もありますけれども、その辺は

事例をちょっと確認しないと、どういうふうにしたらいいかというのがすぐ出てなくて、それは今後合併後に調整をしていくということで思っております。あと、軽自動車のほうの差異は、これは身体障害者の減免の規定なんですけれども、共有名義というのが2町にありまして、でも現実的には対象者がいないもんですから、それも実質的な影響はないだろうと思っております。

○**本城昭一委員長** よろしいでしょうか。

○**佐藤甚一郎委員** 鶴岡市の例により鶴岡市を基本としているものがいっぱい出てくるんですが、これは鶴岡市がそれだけ発達しているんですか。

○**本城昭一委員長** ここにおおむね鶴岡市の例により包含されるというふうに書いてある。大体鶴岡市と似ているということでしょう。

○**須藤栄弘委員** このおおむね鶴岡市の例により包含される、おおむねということは外れるものも出てくるのですか。

○**三浦義廣税務・国保分科会長** その辺のところは19ページ以降のところを見ていただければおわかりかと思うんですけども、これを詳細に見ていきますと外れるところもあります。例えば19ページの下段の櫛引町のアンダーラインを引いてあるところがちょっと違うという、ほかの市町村と違うというところにアンダーラインを引いてありますけれども、先ほど言いましたように減免基準がないところもあるもんですから、そういう意味で鶴岡市の例が他町村よりもいろんな規定を盛り込んでありますということで鶴岡市の例で調整をしていきたいと。

○**本城昭一委員長** この辺は大きく不利になるような例というのはほとんどないでしょうか。

○**三浦義廣税務・国保分科会長** 先ほど申し上げました一番私が懸念していますのは、生活困窮者が調整によって困ったことになるというのは避けなきゃならないと思っておりますが、生活困窮者の状況も最後のところ、23ページに昨年の7月段階の状況を載せておりますけれども、現段階でほとんどいない状況なんです。そうしますと、若干減免の割合に相違があっても、今今影響が出るということはもちろんないと思いません。

○**本城昭一委員長** 今減免についての説明がございましたが、ほかに特に質問等ございますか。

じゃ、おおむねの意味もおわかりいただけたと思いますし、どうですか、分科会の調整案ということで了解をいただけますか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうふうにさせていただきます。

次に、3017の入湯税の税率及び課税免除というふうにあります。これも合併までということと免除規定に相違があるということで、ここに調整内容が書いてありまして、合併までということになっております。これもおおむね鶴岡市の例により包含されると書いてあります。そんなに差異がないということなんでしょうね。

○**三浦義廣税務・国保分科会長** もう一回ちょっと説明させてもらいますけれども、実はこの入湯税、一つは税率があるわけですが、資料のほうをご覧になっていただくとおわかりかと思いますが、税率には三種の種類がありまして、宿泊、日帰り、木賃ということで三種の種類の税率を定めているのが鶴岡市と温海町さんであるということで、これを定めれば、全部包含なりますので、どちらの町村でも何も不利益はこうむらないということで、税率については鶴岡市、温海町の例によると、鶴岡市だけじゃなくて温海町の例によるという記載の仕方をしてあるところであります。

それから、もう一つ減免の規定であります。これの差異も一目瞭然なんです。温海町さんに一つは休養ホームの寿海荘というところの入湯を免除しているということがありますし、もう一つはデイサービスセンターを免除しているということがほかの市町村と違うところがあります。温泉のデイサービスセンターなんですけども、これをされているところは実際は条例規定はないんですけども、聞くところによりますと朝日村さんと三川町さんにあると、現実的には免除処理というよりはお金をいただいているということがございましたから、鶴岡市の例の中に一番下に特に市長が認めるものという字句を加えまして、この免除を可能にしようということにしたわけでありまして。もう一つの寿海荘、これも資料のほうに記載をしてありますが、これは県営なわけでありまして、この施設がまずほかの市町村にないということがありまして、温海町さんの施策でやってきたということもありますので、そこは尊重して、これは従前どおり減免をしていこうということにしたところであります。

○**本城昭一委員長** 資料24ページの調整の結果のところ今の説明が入っておりますが、これはいいですね。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、これも分科会の調整案ということで進めさせていただきます。

次に、国民健康保険税税制(税率、納期)についてであります。これは経過措置5年以内ということで、5年以内ということの理由はここに書いてありますけども、このことについて質問等ございましたら。

○**佐藤甚一郎委員** これらは、もう本来は県で全部統一するという話もあったんですね。それはどういう考え方かといえ、本来はそんなに差異のあるものではないと、こう

という考え方が基本になっているかと思うんです。そうだとすれば、やっぱり5年以内というような期間設定はしておるんですが、税のことですから、構想だけをまとめるということにはなりませんし、実際現場でそれが実行されるということになりましょから、5年以内というのは確実な期間であるかというふうに理解はするんですが、ただこの辺についてはもう少しその時期を早めたほうがいいのではないかと私なりに考えます。平準化の措置というものも随分各市町村で行っているようでありまして、なお一番問題なのはやっぱり鶴岡市さんです。鶴岡市さんが非常に割安感があるんです。さらに、減免措置なんかはかなり発達しているというような話も聞きますと、そういう中でやっぱり低いほうに抑えてしまうということであれば、財政的には今度は大変なことになるわけですから、そこら辺はそんなにも時間をかける必要はないと私は考えますんですが、5年しなければならぬという理由はやっぱりあるんでしょうか。

**○門崎秀夫住民生活部会員** 国保につきましては、地方税法の特例措置、合併特例法の措置によりまして合併年度と翌年度以降5年間に限って不均一賦課適用ができることとされているものでございまして、最長が5年ということでありまして。なお、資料の26ページの南部7市町村の国保税の現況を記載しておりますけれども、15年度当初賦課ですけれども、1人当たり調定額では4割の差、1世帯当たりの負担も3割の差と、大きな違いがございます。また、国でも市町村国保の再編統合問題が議論されておまして、去る9日には厚労省のほうで社会保障審議会のほうに二次医療圏を主体とした方向性も出されております。その中でも、保険料の相違というものが課題となっておりますところであります。なお、国保については基本的には目的税でありますし、国保事業の安定で健全な運営を確保するのに必要な新市における税額を確保していかなきゃならないということには相違ないわけでありまして、現段階でかなり税水準に相違があるということでありまして、不均一賦課の適用を図る中で段階的に調整を取っていきたいという考え方でありまして。

なお、医療制度の改革期の中にあります。また、景気の変動、加入者の動向、いろいろ不透明な点がありまして、ただ今申し上げました再編等の問題などこういう形の中で現段階で中期的な財政計画、7市町村を統合した場合も含めてでありますけれども、的確に見積もりまして税率をご提示できる段階にはないものでありまして、15年度の決算がこれから出ます、それから今16年度の予算編成作業に移っています。これらの中で財政計画、税の試算、引き続き検討を進めてまいりまして調整をしていきたいということで、5年は法定の限度ということでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

**○佐藤甚一郎委員** わかりました。

**○本城昭一委員長** 不均一課税の5年という法定の中でやろうと、こういうことでしょうか。

○**門崎秀夫住民生活部会員** そうです。

○**佐藤甚一郎委員** いくら早くやったって、仕事できればそれでいいんです、5年も待ってなくてもいいわけですから。そんなに急ぐこともないという考え方もあるでしょうが、少なくともやっぱり税に関する限りは私はなるべく早くに、ごく特殊な例を除いたほかは統一すべきだと、そう考えています。

○**須藤栄弘委員** 段階的な調整を行うということですけども、この税率については段階的な調整の方向性というのはどのように考えていますか。

○**門崎秀夫住民生活部会員** 方向性、それからどのような内容がいいか、いろいろあると思います。調整会議の中でもいろいろな意見が出ております。いずれにいたしましても市町村の財政見通し、財政計画が柱になるかと思えます。現段階でも先ほど申し上げましたように、15年度決算を踏まえての財政計画の調整作業を進めております。そういう中で、どのような方向で統一していくべきなのか検討を加えさせていただきたいと思えます。

○**須藤栄弘委員** それから、納期についてですけども、ここに三つの例が出ているわけですけども、納期についてはどのような方針ですか。

○**門崎秀夫住民生活部会員** 納期については、ここに記載のとおり10期と9期が2市町、その他が8期となっております。ここに納期については電算システムによる収納業務への影響等を踏まえ調整決定するとされておりますけども、調整会議の中では鶴岡市の9期に統一すると、一つには収納事務の事務面の問題、それから電算の処理の問題があるわけでありまして、9期で統一する方向で検討しております。

○**本城昭一委員長** よろしいですか。

○**須藤栄弘委員** 説明資料の27ページに給付基金残高が載っております。かなりの差異があるわけですが、これについてはどのような取り扱いになるのか、そのまま新市に持ち込むことになるのか。

○**門崎秀夫住民生活部会員** ここに今記載しておりますのが14年度の決算ベースの基金残高であります。15年度に入りまして税によっては所得割の算定の基準になります控除方式が見直しされております。また、市民所得の落ち込みはかなり大きい状況にあります。また、医療の給付のほうでは14年度の10月からの制度改正によりまして老健対象年齢が引き下げられまして、医療費の高い加入者がいるということで、急に各市町村とも財政運営が厳しくなっています。基金の残高もかなりこの状況から変動が出ております。そういうような中で、先ほど申し上げましたけども、財政計画これ今、直近ベースで再度見積もりをしようとしておりますので、それらを含めて税

率の調整のあり方等を考えまして基金の考え方を整理していきたいというふうに考えております。

○**本城昭一委員長** 3024についていかがですか。経過措置として5年以内と、こういって合併特例法の規定による法的なものもあるようですし、それらを適用しながらこういう調整案が出たところではありますが、よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** それじゃ、この分科会案ということで調整をさせていただきます。次に、5016検診事業であります。これも新市において調整するというので、経過措置が5年以内と、こういうことになっております。

○**須藤栄弘委員** この検診事業は単独、あるいは上乘せ助成というのがあるわけですし、これ一般会計との調整も当然必要でないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○**門崎秀夫住民生活部会員** お話のとおりでありまして、各市町村でいろいろ行っている健康診査事業、これもかなり相違があります。国保の上乗せの助成も対象年齢から助成金額からかなりばらつきがあります。したがって、一般の健康診査事業との調整を図りながら調整をしてみたいと考えております。

○**須藤栄弘委員** 経過措置5年ということなので、各市町村でやっている事業はこのまま継続していくという解釈でいいわけですか。

○**門崎秀夫住民生活部会員** そのとおりであります。

○**本城昭一委員長** この5年以内というのは、各市町村の差異が大きすぎて調整に一定の年限が必要であるという、そういうことなんでしょうか。

○**門崎秀夫住民生活部会員** そういう面もございまして、基本的に国民健康保険事業につきましては給付と負担の均衡というものもあるわけでありまして。基本的に不均一期間においては給付についても従来の市町村の例を引き継ぐというものを基本的な考えに置いているところであります。

○**本城昭一委員長** 検診事業はいかがですか。5年以内経過措置ということの調整内容であります。

○**須藤栄弘委員** 例えば旧町村で5年以内に何か新たなことをやるということは可能なんですか。例えばドックの場合年齢をもっと下げるとか、独自にやるということが旧町村単位にできるのかどうか。

○**門崎秀夫住民生活部会員** これは、国保のドックだけに限らない扱いになるかと思えますけども、一般でもドックを含む健診事業がございますし、国保については基本的には調整の方法を考える中でそういう議論も出るかと思えますけども、今の時点で絶対これで各市町村何年間、固定というところまでの取り決めというのはいたしておりません。ただ、基本的には従前の例を引き継ぐような形で、不均一期間は推移するのかなというふうに考えております。

○**本城昭一委員長** いかがですか。5年以内、新市において調整すると、こういう調整案で了解いただけますか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうことでさせていただきます。

次は、5025出産育児一時金・葬祭費支給事務であります。これも合併後不均一賦課と併せて新市において調整をすると、5年以内の経過措置ということで、出産育児一時金貸付制度については制度を設けることとして合併まで統一すると、出産育児一時金貸付制度は合併までと、こういうことのようにありますが、これは経過措置と合併までというふうには書いてあるようですが、これはどういうことですか。

○**門崎秀夫住民生活部会員** 貸付制度については、支給手続、窓口に来まして、それで実際口座に振り込むまでに一定期間要するというような面で、妊産婦さんの支払いの便に寄与するというような形で前もって貸し付けをするというふうな制度であります。鶴岡市は窓口で即日払い、現金払いをしているというようなことで、その必要性が少ないのかなということではあったわけですけども、また一方貸し付けの意味合いには出産費の医療機関に対する支払いのみならず前段の検査費用等の意味合いもありますので、支給額はそれぞれの市町村の額で変わりありませんので、より加入者のサービス向上という観点から、貸付制度は統一してやるということにしたものであります。

○**本城昭一委員長** 今説明のように調整内容でこの出産育児一時金・葬祭費支給事務、分科会調整案どおりでよろしいですか。

○**須藤栄弘委員** この出産育児一時金ですけども、このとおり差異があるわけですけども、近年の少子化ということもありますし、これ高いほうに調整できないのかなと思えますけれども。

○**門崎秀夫住民生活部会員** 出産育児一時金については、そのような考え方もあるかと思えます。なお、健康保険法上の法定の給付基準が30万円になっているということをご参考までに。

○須藤栄弘委員 それは知っております。

○本城昭一委員長 これは、当初大分この委員会でも説明があったと思いますが、いわゆる福祉について現物現金給付の方向から政策の方向だと、こういう説明がありますが、それらと関係あるわけですか。

○門崎秀夫住民生活部会員 この国民健康保険事業におきます出産育児一時金と、それから葬祭費というのは、これも十分ご承知だと思いますが、保険給付費、法定の医療の給付と、これは任意の給付であります。したがって、任意の給付については国保財政状況等をも勘案して保険者において決定するというものでありまして、今言われました現物給付、現金給付をできるだけ制限するとか、そういうふうなものとは若干異なるかなと思います。あくまでも国保事業の給付のあり方という考えになるのかなと思います。

○本城昭一委員長 以上の考え方で5年以内の経過措置と、こういうことになっておりますが、調整案いかがですか。特に問題ありますか。この調整案でよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 それじゃ、そういうふうにさせていただきます。

次に、5204単独事業の状況(福祉医療)についてであります。これも相違があるということで合併後新市において調整をすると、こういうことで合併時に実行できる状況ではなくて相違があるということでありますので、5年以内の経過措置、こういう調整であります。これ、資料は何ページですか。

○門崎秀夫住民生活部会員 資料は特につけておりません。課題欄の中に書いてありますけども、特に差異が大きいのが乳幼児医療対象者の所得要件でありまして、現在の山形県においては就学時前までの乳幼児医療の支給となっております。これは13年7月からであります。ただ、県の基準におきましては所得制限330万円以下という基準があります。なお、南部7市町村の中では鶴岡市以外におきましては少子化対策の観点も踏まえ所得制限撤廃と、こういう違いがあるわけであります。

○須藤栄弘委員 この調整の方法としてはどのように。

○門崎秀夫住民生活部会員 鶴岡市のみが所得制限を県基準に合わせておるわけでありまして、これ概略説明いたしますと、一般財源で5,600万ほどの追加財政需要が生じます。これは国保会計でなくて一般会計事業であります。ただ、ご案内のとおり山形県の新年度予算の内示がございましたけども、この中でこの乳幼児医療の所得制限緩和が出されたばかりでありまして、ただどこまでの所得制限緩和なのか詳細の情報は全くまだありません。したがって、県の制度の動向も踏まえて調整を進めて

いくということになるかと思います。

○須藤栄弘委員 ぜひサービスの低下にならないようにしてもらいたいと思います。

○本城昭一委員長 これは分科会調整案のとおりということによろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 じゃ、そういうふうにさせていただきます。  
では、ここで10分間休憩をさせていただきます。

(休憩 午後3時12分)

(再開 午後3時21分)

○本城昭一委員長 それでは、再開をさせていただきます。

資料は、第2回の配付資料のほうを見ていただきたいと思います。022-016になります。郊外地域行政連絡業務委託事業ということでありまして、課題としては鶴岡市のみ各種証明書交付の取り次ぎ等行政連絡業務を郊外地の自治振興会等地元公共的団体に委託している、鶴岡市のみということではありますが、これを調整内容としては新市移行後自治組織のあるべき姿を検討した後に段階的に検討する、3年以内の経過措置と、こういうことに調整内容はなっております。

先ほど022-005から4ページ、5ページですが、自治組織のあるべき姿を検討した後に段階的に検討するというこの調整内容があったわけです。これを3年以内ということ委員の皆さんからいろいろ問題点の指摘がありまして、3年以内では不十分ではないか、こういうことがありましたので、第二委員会の意見として法定協に報告をすると、こういうことにしたところでありますので、これもそういう関係じゃないでしょうか。

○押井喜一委員 当然関連しますね。

○須藤栄弘委員 鶴岡市だけなんで、この証明書、これはかなり件数あるんですか。

○斎藤和也生活分科会長 お手元の説明資料の1ページにも記載してございますとおり、当初は目的といたしまして郊外地域の自治振興会等と行政連絡業務委託契約を締結し、市行政の円滑かつ適正な運営と地域住民の利便を図ることを目的とするということをお願いをしてきた経緯がありますけれども、今現実の問題として近隣地域に属する、例えば斎ですとか黄金ですとか、市役所の近くでは直接市役所に来たほうがよほど早いもんですから、数が非常に激減をしている状況があります。一方、大山地区というところがありますが、ここですとむしろ逆に申請件数が多くなっているところもござ

います。ちょっとその詳細の数字は今持ち合わせておりませんが、非常に地域でばらつきが出ておりますけれども、総体的には当初こういった委託事業を始めた際よりは当然電子化、あるいは道路交通関係の利便性も非常に高まったということがありまして、件数自体は相当減っている状況にあります。

**○本城昭一委員長** これは、ここに書いてありますように鶴岡市のみということですが、先ほど言いましたように自治組織のあるべき姿を検討した後にということですので、3年以内の経過措置ということですが、先ほど言いましたようにこの委員会としてはこの3年という時間に非常に不安があるということで、合併協議会のほうに第二小委員会の意見として申し述べると、こういうことだと思いますが、いかがですか。

(「はい。」という声あり)

**○本城昭一委員長** じゃ、次に022-028総合相談窓口設置事業、これは資料2ページであります。これは、ここに課題にも書いてありますし、事業主体に相違がある、開設日に相違がある、開設時間に相違がある、こういうことで各7市町村それぞれの違いがありますので、新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整するということで、3年以内の経過措置と、こういう調整案であります。

**○須藤栄弘委員** 体制の機能強化について検討するということですが、具体的にどのような体制、あるいは機能を考えておられるのですか。

**○齋藤和也生活分科会長** 3ページ目をご覧くださいと、特に機能強化という面ではスタッフが重要かと考えております。相談員の人員に相違があるということで、鶴岡市は嘱託職員4名、藤島町さんからは人権擁護委員ですとか一般の相談員等をお願いしているという経緯がありまして、鶴岡市の場合ですと月曜日から土曜日まで9時から4時の間に4名の嘱託の職員が2名ないし3名の交代制で対応してございます。こういった中で、非常に町村ではいわゆる相談の内容ですとか、あるいは日時的に間に合わないといったことで、鶴岡市の総合相談に訪れる方も年々多くなっている状況にあります。そういったことから、これまで外部にお願いしていた方々が町村の場合ですとほとんどでありまして、こういったところについて一定の手当てができるかどうか検討をしていきたいということになります。もちろん一般財源の伴う事業でありますので、予算が相当伴う事業でありますので、そういったことも勘案しながらの検討になるかと思っておりますので、検討の期間を3年というふうに定めたものでございます。

**○須藤栄弘委員** 合併によって専門職員とか専門的な知識を持った方が配置されるように、合併の効果が十分発揮できるような体制と機能を持つようにぜひ調整していただ

きたいと思います。

○**本城昭一委員長** これは、今須藤委員が言ったように機能強化というのはそういうことも含めてということで理解してよろしいでしょうか。

○**斎藤和也生活分科会長** はい。

○**須藤栄弘委員** 開設場所がここに載っているんですけども、ここに載っていない町村については持っておられるのか、将来的にはどうするのか。

○**斎藤和也生活分科会長** こういった総合相談の窓口というものは、ここに記載以外のところでは持っていないというふうに把握しております。ただ、次に出てまいります消費生活関連、こういったところでは例えば朝日村さんですとかも、消費者保護情報の提供事業という形で対応されているというふうに把握をしております。ですから、ここではこの記載の5市町というふうに把握しております。

○**本城昭一委員長** こういうのは調整期間が必要であろうと思いますが、どうですか。経過措置3年以内で段階的に調整するということであります。

○**押井喜一委員** 今出ています開設場所なんかも、ほかの2町村でそういった相談窓口を開設していないということだけれども、合併になったら直ちにそういった旧町村単位で窓口を開設していくのか、あるいはまたこの開設場所を改めて考え直してやっていくというふうな方向にあるのか、3年間は当分このような状況を詰めながら検討することなのか、その辺わかりましたらお願いします。

○**斎藤和也生活分科会長** 考え方としては、ここに記載されていない町村におかれましても当然のように住民の日々の相談事はあるわけでございまして、これは多分総務課さんなりそれぞれ職員の方が対応されている事例があるかと思えますし、それは随時住民の方々のご要望に応じて対応されているというふうに存じます。そのこのところをあえて合併して新たに開設場所を設定するかどうかということは、これは支所機能は当然生きているわけですので、その中でこういった手当てをしていくかということになるかと思えますので、これはマンパワーの部分も相当ありますので、トータルの意味で考える必要があろうかと思えます。今の時点でここに記載のないところの町村にどこどこに開設場所を設けるといったようなところまでは議論はしていないところです。

○**本城昭一委員長** いいですか。

○**佐藤甚一郎委員** これは社会福祉協議会に委託事業としてやっているのか、これは私のほうだけかもしれませんが、そういうことはないですか。

(「4町。」という声あり)

○佐藤甚一郎委員 4町ある、そうなりますと、社会福祉協議会それ自体がこれからどうなっていくか、その辺のこともありますし、なお言っておりましたが、消費生活相談、これらも合わせる形でこれから相談窓口をやるとすれば、支所の機能の中で何をどこでどうするんだという、そういうものがないと、これは合併後すぐ発生するものかなと考えたりするんですが、そこら辺の調整内容の検討というのはどういうことになっているのか。

○齋藤和也生活分科会長 体制の問題等具体的な形でどうするかということについては、まだ横の他の部局との議論等もしていませんので、調整もしていませんので、私がこの段階でどうこうということは申せませんが、いわゆる総括的な表現といたしまして、この調整内容に記載のとおり相談体制の機能強化については段階的に調整をしていくということが今の段階で申せることかなということと、今出ました消費生活センターにつきましては、センターとして設置をしておりますのは鶴岡市だけでございますし、これも国民生活センターの試験を合格した方が専門の知識を持って対応しているということがございまして、この組織そのものを県ではできるだけ早く市町村に下ろしたいという希望があるやにも聞いておりますので、そこらの再編も見据えながら、内部的なことを申し上げますと、今鶴岡市の場合ですと総合相談室と消費生活センターの相談室が別々の場所にありまして、相談なさる方にとっては不便なのかなという一面もありますので、そういったことを含めて総合的ないわゆる統一した形で、市民の方の利便性をもう少し優先させた形でハード面も整備できないかなというようなことは考えております。それと合わせて、支所機能の中でどれだけのスタッフがいればこれに対応できるのか、これがプロパーなのか外部の方をお願いするということになるのか、その辺はまだまだこれからの具体的な調整を経ないと何とも言えないところかなというふうに思いますので、ただ何度も申し上げますが、今のところ私どもが所管をしている部分については、まず一定の方向としてこういった形で段階的に機能強化をしていきたいという考え方でございます。

○佐藤甚一郎委員 わかりました。

○押井喜一委員 いろいろ経過措置必要であるというのは十分わかります。ただ、ここに記載されていない2町においても、明確に窓口相談を行うというふうなことでの表現が必要でないかなと、合併してそういうふうないろいろな住民の相談という場面もかなり多くなっていくと予想されるというようなことと、やはり新市になってこういった一番住民に身近な相談というものをもっと明確にしていけないかなというふうに思いますが、検討しなきゃならない部分もかなり多くあるわけですが、少なくとも各町村単位でそういった窓口事業をやっていくということを明確に示していけないかなというふうに私は思います。

○**長南源一委員** 私のほうでも実はここには記載になっていませんけども、前はやっていました。私も相談員やったことがありますけれども、年々少なくなっていると聞いていましたし、私いたときは結局誰も来ませんでした。なぜかと言いますと、相談に行っても、解決してもらえろという前提で来るわけですけど、専門的な知識を持っていない人がほとんどなわけですから、結局行ってもしょうがないという気持ちで、だんだん少なくなってきたらという話を担当者に聞いたことがあります。そういう意味で、機能強化という話ありましたけれども、より専門的な知識を持った方が応じてくれたらやっぱり集まって相談に来る人もいるのかなと、そんなことを感じております。これは、やっていないのではなくて、前やっていたけども、多分そういう事情でほとんど途絶えてなくなった、困り事相談が確か心配事相談だったと思うんですが、前やっていたと思うんですが、櫛引の担当者もおりますが、違いますか。やっていないのではなくて、前はやったけども、そういう事情でやめたんだと、私はそう理解していたんですが。

○**平藤博巳福祉分科会副分科会長** 櫛引の福祉課長です。部会が住民生活の生活分科会となっておりまして、事業主体に相違があるということで、本町の社会福祉協議会のほうで総合相談窓口を設置しておりますが、ただ町の委託事業でないということです。社協独自の事業ということからこの開設日、それから開設時間、開設場所、相談員の人員、この項目をここに載せていなかったということだと思います。具体的に社協のほうで総合相談窓口を設置して相談業務はやっております。資料のほう、早速追加というようにさせていただきます。

○**須藤栄弘委員** やっぱり同じ市で、あるところとないところがあるというのは、住民には理解できないかなと思いますし、これ旧町村単位でネットワーク化すればさらなる機能強化にもつながるかなというふうに思いますし、検討していただきたいなと思います。

○**本城昭一委員長** 新市移行後も当分の間現行どおりというふうには書いてありますが、3年ということですか。

○**斎藤和也生活分科会長** 窓口を何も閉ざすわけではなくて、当分の間は今までどおり各旧市町村単位で対応していただきますけれども、その機能強化等につきましては段階的に機能強化の方向で調整をするということで、3年の余地をいただきたいということでもあります。ですから、何も後退するような形ではなくて、現状を保障しながら少しずつ機能強化を目指したいということでもあります。

○**田村作美委員** 今の櫛引さんの話にもありましたが、朝日でもこういう困り事相談全般にわたってですが、社会福祉協議会のほうで常時受け付けるという、勤務時間内でやっております。専門的な部分については、それなりに弁護士の手配とかいうような

形で、ある程度そういう手続とかいろいろなことなんかはやっているようです。行政ということだけでなく、社協の中で全部それを受けると、簡単なことで来るのは窓口で対応しているのがかなりあるようですが、今のこの合併協の中で社会福祉協議会のほうもそういうところ当然新市になると一本になるわけですので、その辺も当然絡みが出てきて調整されるようになるんでないかなと思っていますが、その辺は今事務方の話にもあったので、強化されるような、より相談が遠くなるような形でないような形でぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

○**本城昭一委員長** 事業主体の相違、開設日の相違、開設時間の相違、開設場所の相違、相談員の人員に相違があるというようなことで調整が必要だということで経過措置3年以内の調整と、こういうことでその間に機能を強化していくということで、事務局から後退ではなくて前進になる、こういうことの調整案でありますので、了としてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 次に、022-030消費生活センター設置事業、これも資料4ページです。消費生活センター相談体制の機能強化について検討すると、現在は常設は鶴岡市の消費生活センターのみということで、これを新しい市としては相談体制の機能強化していく、こういうことの調整案であります。経過措置として3年以内、こういうことありますので、これは特に問題ないのではないかと思います、今鶴岡市しかないわけありますし、機能を強化して全体のものにしていくと、こういうことのようにあります。

○**押井喜一委員** あともう一つは、7市町村が合併という状況で、ものすごく面積が広大になっていく、そうした中での相談機能ということで、私もこの内容、何か所でやっておられるのかちょっとわかりませんが、合併後について各旧町村単位あるいは各支所単位でそういったところまでやっていくということでの検討なのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○**齋藤和也生活分科会長** 消費生活センターの設置につきましては、原則論になりますけども、国民生活センターの講習を受けて合格した方が今相談員をやっていただいております。他市の例ですと、酒田市さんの場合ですと2人、山形市さんですともっと人数が多いのですが、極めて迅速に専門的な知識が要求される業務でございます。クーリングオフ等、あるいは最近のおれおれ詐欺ですとか、様々新手の悪徳商法が多ございまして、その都度迅速な情報を基に関係機関と連携を取ってそれぞれ相談者の悩みに対応しているということがございますので、こういった専門的な知識を持った方を直ちに人数を増やすと、あるいは相談する箇所を増やすといったことは非常に難しいと思います。庄内では総合支庁と酒田市と鶴岡市の3か所にしかおりませんので、当面は今の方で頑張ってくださいことになるわけですが、当然合併になればそれなり

に広域的な対応をしなくてはならないわけですので、ただこれも一般財源で対応している関係上、直ちに増員というわけにはまいらないかと思えますけれども、現在の時間を延長するとか、あるいは曜日を延長するとか、あるいは複数の方をお願いをするとか、少しずつまず機能を強化していくということが今の時点で想定されることかなというふうに思います。

○**田村作美委員** 消費者生活センターについては、私もいろいろ相談を受けて、支庁まで何人か相談に連れて行ったことありますが、非常に迅速な対応をしてもらったという形で、鶴岡にあるということには行ってからわかったのですが、非常に迅速に対応してもらえるとということでは、ぜひ強化をお願いしたいと。いずれにしてもできるだけ受けていただける職員を増やしてもらって、各旧市町村の形でなくとも、私は鶴岡市内に人員再配置をきちっとしていただければいいのではないかなというような感じもしますし、その辺のところは財政面の課題もあると思えますが、ぜひできるだけ早い段階でその辺のところ対応されるような形で、3年以内じゃない、すぐ対応できるような方向で検討をお願いしたいと思えますが、よろしく願いいたします。

○**本城昭一委員長** この030 どうですか。相談体制の機能強化について経過措置3年以内ということで段階的に調整していく、こういうことですが。

○**佐藤甚一郎委員** これは、各支所の単位でもこれをやるという、方向としてはそういうふうに考えているのか、いや各支所ではちょっと難しいだろうと今の段階で考えているのか、そこら辺は大体雲行きというものは、やっぱり地域の皆さんは結構関心ありますから、どうふうに考えていますか。

○**齋藤和也生活分科会長** 参考までに最近の消費生活相談の件数を申し上げますと、平成12年度は285件、13年度は336件、14年度が575件、今年度に入りまして1月末で901件ということで、ウナギ登りに件数が増えております。これは、特に多重債務ですとか架空請求、それからマイラインの架空請求といった形で、今全国的に問題となっている架空請求等に忙殺をされている状況にあります。こういった中で、直ちに旧町村単位にそれぞれ配置をするといったことは、非常に困難でもあるというふうに認識をしております。ですので、町村にお住まいの方で緊急を要するような場合は電話なり、あるいは直接本庁のほうにおいでをいただくということがまず当面考えられます。町村の相談件数等もよくこれからお聞きをして、これは一般財源でやっているものですから、相当の予算を食いますので、その理解を財政当局に得るためには、それなりの材料がないとこれは大変かなと思えますので、なおよくその辺は研究をさせていただいて、手順を詰めていくということで3年という期間をいただきたいわけでございまして、今直ちに各支所に配置ということは考えていないところであります。

○**本城昭一委員長** いかがでしょうか。これはそういうことで経過措置3年以内での調

整ということでご確認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** 先ほど事務局が言いましたとおり、環境のほうはあすということにいたしまして、次に住民生活のほうの消防防災、025-011、資料は37ページになるでしょうか。消防団組織体制維持管理についてであります。現在市町村ごとに組織されている消防団の新市における組織体制という課題であります。ここの調整内容に書いてあるような形で合併まで、こういう調整案です。こういうのは先延ばしはできないわけあります。調整内容に消防団体制の方向が書いてありますが、こういう調整でよろしいかどうか、こういうことあります。

○**須藤栄弘委員** 消防団体制については、各市町村の消防団もそれなりの検討、あるいはいろんな要望等あろうかと思いますが、消防団自体ではどのように検討とかされているのか。

○**遠見昌圀住民生活部会員** 新市における消防団体制につきましては、消防団でそれぞれどのような検討をしたのかというようなお尋ねでありますけれども、具体的にそれぞれの消防団の方々と話し合ったというところはございませんけれども、昨年7月に、これは庄内14市町村なんです、消防副団長以上研修会というものをやりまして、その中でこれまで新設合併をやった市町村において消防団はどのような形でいったのかというような研究会といいますか、研修会をやっております。その後当南部地区の消防団長さんたちと会合を持ちまして、その席できょう皆さんのお手元の37ページにある図のような形でもってご説明をしたわけあります。その会議の中では、それぞれの団長さんはやはりこういう形でいくのが一番いいだろうと。というのは、非常にこの南部地区の面積が広大でございますし、またそれぞれ町、村によっては海のあるところもあれば山だけのところと、これは山と海では災害の様相が違ってまいりますので、そういうことから考えていくと、やはり地域に密着した形でもってこれまでの活動を展開してきた消防団が従来のような形でいくのが一番いいというようなことで、ほぼこの案というものはそれぞれの団長さんからは受け入れられていると、こういう状況でございます。

○**長南源一委員** 組織はそのようなことでいいかと思いますが、地域に行きますと消防団員を長年やっていて交代したいんだけど、人がいなくてなかなか交代できないというような、そういう話もよく聞きます。これを見ますと、市町村で1分団当たりの人数なんか100人ぐらいのところがあったり70ぐらいのところもあるというようなことで、そういう調整みたいなこと、ここには何も書いてありませんけれども、消防団員の現在の市町村間の調整、あるいは全体の見直しとか、その辺について現在考えているところ何かありましたら。

それともう一つは、やっぱりサラリーマンが非常に多いんで、例えば日中火事が出

てもほとんど消防団員で消火活動できないというような実態も私の近くではあるようです。

**○遠見昌園住民生活部会員** ただ今の委員のご発言でありますけれども、まさに消防団員の高齢化による団員の不足といえますか、そういったもの、昼間、日中における消防団員のサラリーマン化、これは何も当地方だけでなくこれは国全体の一つの課題として掲げられているところであります。新市になった段階では、こういう組織体制でいくということで37ページの資料になっているわけですが、その後に報酬等いろいろ検討する部分がございます、これはその後の管理番号になるわけですが、その辺で5年という一つ期間を持ってありますけれども、それはそういったものも含めて十分に検討していきたいと。それから、やはり新しい市で一つになるということは、今までの町村の一つの線引きというものがなくなってまいりますので、応援体制なども比較的スムーズになってくるんじゃないだろうかと、そういったこと含めて合併後組織体制を含めて、報酬等々も含めて5年という経過措置を見ながら検討を加えていくということでございます。

**○本城昭一委員長** この011については、これは当然合併までということですが、問題は新市の組織ということで提案があったわけですが、このことについてはほかにございませんか。

**○須藤栄弘委員** 今も意見があったわけですが、日中不在の団員が多いということも事実だろうと思います。消防の原則は、初期消火ということが非常に大事になってくると思いますし、この中でどちらに入るかわかりませんが、自主防災組織の体制強化というものは当然やってきたかと思いますが、よりこの強化が望まれるかなと思いますし、その対策も十分検討していくべきでないかなと思います。

**○遠見昌園住民生活部会員** ただ今ご発言の消防団の皆様は日中それぞれ一番の働き手でございますので、それぞれの仕事先に行っておりまして、昼の間は人がいないという集落はいくらでも出てくるわけでありまして、そういう中で自主防災組織の充実強化というものを図るべきだということではないかと思っております。鶴岡市の場合ですと、これは市民生活課のほうで積極的にやっております、この達成率といえますか、組織率といえますか、これも年々向上しております、管内の南部地区の町村でも100%というところもございまして、これはさらにまたそういった部分では消防と防災のほうとお互いに連携しながら組織率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

**○須藤栄弘委員** 新しい消防団体制になって今までと違った活動になるところとか、変わってくるというようなところがもしありましたら。

**○遠見昌園住民生活部会員** 先ほど冒頭申し上げましたけれども、災害対応はやはりそ

それぞれの地域をよく熟知している、地域に密接なかかわりを持ってこれまで訓練などしてきた消防団の皆さんがそれぞれの地域を守るということで活動を展開していくものと思っております。ただ、見るとおり連合消防団体制という形を採りますので、まずそれぞれの南部地区の市町村は方面団という形でもってなっております、これもこの後団長さんたちとどのような呼名にするかは相談する部分でございますけども、この連合団長さんを中心に新しい市の消防団体制というものができると。今までは、それぞれの町、市に市町村長さんがおりまして、それをトップとして団長さんという形であったわけですが、今度新しい市長の下に連合団長、そして方面団長というような縦割りの組織体制というものを考えております。ただ、この連合団長さんは今のところの話の段階なんですけれども、すべての災害に出ていくというものではなくて、どちらかといいますと対外的な部分で働いていただくと。消防団の組織にはそれぞれの市町村に組織があるわけですが、この14市町村合わせますと山形県消防協会庄内支部と、そしてその上部団体の県、そして全国は日本というものがあるわけですが、そういった部分の対外的なところに出向いていただく部分で連合団長さんの仕事、役割というものが出てくるんじゃないだろうかというふうに考えております。

**○遠藤純夫委員** やはり消防団というもの、最も重要なのは団員であるわけでありまして、またこの連合ということになると大変大きいということなので、そこからの命令、または様々の指示が一番重要かというふうに思います。その点をひとつ間違えないようにやるような体制を整えていただきたいということと、そしてまた消防は経過ということには待たないでありますので、ひとつ今の団員と十分話し合いをして進めていっていただきたいということ、これは二つともお願いでありますので、その辺をよろしくお願い申し上げます。

**○本城昭一委員長** この011の組織体制については、今までの各市町村の団から連合団ということになるわけですが、そういう形での組織づくりをしていくということになります。呼び方もいろいろここに書いてあるとおりであります、それはこの体制を合併まで調整をすると、確立をするということになりますので、これはこういうことでよろしいんじゃないですか、どうですか、合併までしなくともいいわけにはいきませんから。

**○押井喜一委員** 当然今の体制で組織をつくっていくということでいいと思います。ただ、もう一つは、やはり鶴岡市と他の町村では団員数、定数、そういったもののバランスが相当違っているということで、いろいろ将来的に団員数を減らされるんじゃないかというふうな地域では心配を持っているということもあります。ただ、私はやっぱり常備消防とこの消防団とどううまくやっていけるのか、年々常備消防の整備やっているわけですが、そういったところと消防団の将来的な姿というところも具体的に検討しないといけないのではないかというふうに思っています。当面今のそれぞれの消防団を引き継ぎながら組織をつくっていくということについては当然だ

と思いますけども、将来的なものをもっと明確に検討するような、そういったところも必要でないかというふうに思いますので、この点についても考慮いただきたいと思います。

○本城昭一委員長 要望するということですか。

○押井喜一委員 その辺の検討をもしされているのであれば。

○遠見昌圀住民生活部会員 長期的な展望に立っての部分までは実はまだ検討、相談はしておりません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、よく例えられることなんですけども、消防団の皆さんと常備消防というものは車の両輪ということをよく言われるわけでありまして、消防団の動員能力といいますか、これは今の地域社会では全くほかにないものでありまして、やはり大災害時とか、そういったときには消防団の皆さんの力というものは非常に大きなウエートを占めるところでありますし、常備消防の整備というものも、これは必要であるわけですけども、消防団の皆様の力をそぐことのないような形でもって、その辺はさっきも申し上げましたけれども、市町村の垣根がなくなりますので、応援体制というものは非常に今までよりスムーズに行われるものと思っておりますし、その辺も含めながら合併した後に5年という計画を持ちながら検討して、新市の中でも消防のあるべき姿というものを考えていきたいというふうに思っております。

○本城昭一委員長 よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○本城昭一委員長 それじゃ、合併まで連合団を組織するというところで、011については分科会の案のとおり調整をするということをお願いいたします。

次に、012の消防団員の報酬、手当、退職報償金等交付事務、それから消防団分団交付金等、これが両方とも関係あるようですので、この辺ともに経過措置5年以内で調整をすると。格差が大きいためにそういうことになったと思いますけども、この辺についてはどうですか。資料37ページ、38ページ。これは、これだけの差異があれば、経過措置で調整せざるを得ないと思いたしますが。

○佐藤甚一郎委員 これは、説明資料の38ページであります。出勤手当ですけども、報償金制度というのは、制度としてこれ大変難しいかと思うんですが、仕事をしたらそれに見合う額ではないにしても、それに対価を支払う、こういう考え方というのは私は正しいんではないかと思えます。常に組織を保つという側面と、今一つはやっぱり報償金を与えるという、こういう側面、両面あってもいい。ない町村もたくさんあるんですが、この辺はこれからの調整作業の中で基本的な考え方を整理していかないとまかないと思うので、どのように考えたらいいですか。

○**遠見昌圀住民生活部会員** 実は報酬、あるいは出場手当、分団交付金、この分団交付金は町によっては運営交付金ということで、消防団そのものに、いわゆる団の本部に直接やるとか、様々なやり方をやっております、これは実際皆様のお手元にある資料を見ていただければわかると思うんですが、報酬につきましてはこれも温海町の団長さんですと22万、鶴岡市の団長さんですと12万7,000円、団員の方見ますと、鶴岡市が1万7,800円に対して、温海町は2万3,500円、櫛引町は3万3,000円まで、これはポンプ車の班は3万3,000円ということで、これだけ大きな開きがあるわけでございます。しかし、今度手当のほうを見てみますと、羽黒町とか藤島町はこの手当が災害出場しても全くなしというようなこともありまして、この辺の調整というものはまだはっきり申し上げてどこをどうしようかと。極力消防団員の皆さんが不利益にならないようにしたい。これを基本において調整しなければならないのではないだろうかということで考えております。消防団員の報酬が実は山形県内を見ますと、鶴岡市はちょうど中間付近、温海町は非常にいい、そういうことがありますので、この辺も含めますとなかなかどうしようかということは、具体的なところは皆様にまだご提示できないというところでございます。これは、それぞれの地域においてやはり消防団の皆様の働き方もあると思いますし、それは今後の課題でありまして、現在のところは不利益にならないようにしようということが基本線として話し合われている程度ということで、ひとつご理解いただきたいというふうに思っております。

○**佐藤甚一郎委員** いずれにしても、その対価を完璧に償うものではないわけです。ですから、やっぱり組織を維持するためのお金の使い方、それから災害に出動するために組織されているわけですから、それで災害で火事消さない消防団、これは何の役にも立ちません。そういうふうに現場が発生したときの報償金、この制度というのはやっぱり私は大切なことだと思うんです。ですから、この辺は大変私はこれでも少額だと思います。非常に少額だと思います。この点だけは、ひとつご留意をいただいて、ぜひ出たら金払う、こういう物の考え方というものを基本にして、そういう考え方もぜひ取ってもらいたいものだと思います。私も消防団員経験してないわけでもないです、24年やりましたから、やっぱりそういうことを常に考えました。そのために申し上げます。

○**須藤栄弘委員** 報酬ですけども、現在の団長さんが新しい組織になれば方面団長ということで、この団長さんの上に連合団長が来るので、この辺の組織分けはどんなふうになりますか。

○**遠見昌圀住民生活部会員** 37ページの資料に戻るわけでありまして、左側の新市における消防団組織体制の一番下のほうに連合消防団長は方面団長の互選により選出したいということで、方面団長、それぞれのところから選ばれた方が互選で新しい連合団長さんを選びたいということで、なぜこういったことにしたかということにな

りますと、実は報酬が団長さんと副団長さんとの開きがあるわけです。やはり今までの団長さんが今度新しい市の消防団に入ったら副団長格になったと、実際これは新設合併の市町村にいろいろ電話で聞いたりしますと、副団長格で入るところもかなりあるようでございます。また、そのまま団長として本部の団体ありまして、本団というのがありますけれども、そこに団長格として団長が何人かいるということもありますし、やはり報酬が下がるというのは基本的に下げられたほうからいうと、まずいということも考えられますので、やはり方面団長さんもそのまま団長の報酬でまず移行していただくということで現在は考えているところであります。

○**本城昭一委員長** よろしいでしょうか。この報酬、手当、あるいは報償金、そして分団交付金については5年以内の経過措置で調整をすると、こういう案でありますか。

○**須藤栄弘委員** 報酬については、不利益にならないようにしたいということでしたが、すると高いのに合わせていくことになるんですか。

○**遠見昌圀住民生活部会員** 今申し上げたとおり高いところに合わせられれば一番いいわけなんですけども、試算した段階では高いところに全部合わせますと、一般財源が毎年約4,000万の増、これは報酬だけでございまして、ほかに手当などがまたこれいろいろ出てきますし、分団交付金等々も出てまいりますので、やはりそれはどこに着地点を設けるかということになりますけども、さっき申し上げたとおり報酬がよくても、必ずしも手当がないとか、そういうところもありますので、やはりこれは全体を包括的に見て判断しなければならないのではないだろうか。

それから、先ほど人の話もありましたけども、トータルしますと3,700名になるわけなんですけども、それがそのまま新市のほうにいくのかと。極力力をそがないようにしたいということを申し上げたわけなんですけども、その辺も合わせながら、やはりひとつ5年というのを大事にしながら検討していきたい。実は5年というのは、新設合併したある市の例を参考にさせていただきまして申し上げているところでありまして、そこもやはり5年間かけて、じっくり検討したということでもありますので、ひとつご理解いただきたいというふうに思っています。

○**本城昭一委員長** いかがですか、分科会案の調整方法でよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうふうにさせていただきます。

消防防災の最後ですが、防災行政無線の再構築、防災行政無線保守管理、地域防災行政無線保守管理については、統一が義務づけられるということから、調整内容としては5年以内の経過措置と、こういうことで統一をしていくということではありますが、この件についてお願いします。機器の老朽化等も含みながら、経過措置の中で調整していくということでもあります。ご質問、ご意見ございませんか。

○**田村作美委員** 前にちょっと申し上げたかと思いますが、特に朝日、羽黒もそうですが、機械が古くなったと。受信機がない家が結構あります。家を解体して改造するときに一緒に壊したとかというのも結構あって、貸与してあるんだから、ちゃんと外してやれという形だったんだけども、それがかなり家を解体するときに壊れたりとか、家が空になったときに、そのまま処分するときに壊してしまったということで、新しい機械が今対応する機械がないというようなことで、結構家庭の中にある機種がないと。そういう部分を何とか対応できるようなものがないのか。その辺を全体的に機械古いということは、これは直せばかなり金かかるわけですが、戸別の受信機の何か対応の方策がないのか、今一度検討なり対策を考えてもらえればありがたいと思っていますので、その辺のところも5年以内に全部調整できるのかどうか、図るということですが、できるだけ早い段階で戸別の受信機についても可能な限り方策を考えていただきたいというような、これお願いですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**本城昭一委員長** この課題には、羽黒町、朝日村の機器老朽化というのが書いてありますし、戸別受信機のあり方を含めて段階的にシステム再構築を図る、こういうことでただ今の質問についての考え方もある程度ここに含めた調整案だろうというふうに思ひますが、ほかに皆さん、よろしいですか、この調整案で。この分科会の調整案ということでこの件は…。

○**須藤栄弘委員** 戸別受信機とあるわけですが、これについて説明いただきたいと思ひますけども。

○**斎藤和也生活分科会長** 役場になりますか消防になりますかあれですが、日ごろの気象情報とか様々の生活情報も流れますけども、肝心な場合、地震ですとか、大災害等の場合には各家庭に警戒を呼びかけることができる装置なわけです。これは鶴岡市の中でも郊外地で一部そういうところもありますけども、今朝日村さんからお話あったとおり全世帯あるわけでないので、このあり方についてはなお実情をよく調査させていただいた上で、この費用というものも莫大な金額になりますので、ここに記載のとおり戸別受信機のあり方についても含めて段階的にシステムの再構築を図るという表現にさせていただいたものです。

○**須藤栄弘委員** スピーカーを使ってやっぱりいろんな諸連絡、あるいは時刻等を知らせるといふ場合もあるわけですし、この戸別受信機というのはそれと重複するような感じもしますし、その辺の整備のあり方としてはどうなっていくのか、その辺につきましてはどのように考えていますか。

○**斎藤和也生活分科会長** 全く防災用だけだと、一例を挙げますと、私どもの防災関係担当者に配備されております個別の受信機ですと、今ですと1日2回試験放送が流

れるのと、地震の場合、震度3になりますとサイレンが鳴り響きます。サイレンが鳴りまして、自動的に衛星放送を通じてくる情報に基づいて、今は震度3ですといったような形で、あるいは津波の警報が出ました、あるいは津波の心配はありませんといったような形で直ちにその情報が流れる個別の受信機もありますし、委員がおっしゃられるように様々な情報の媒体として使われているものもありますので、行政が設置するか否かの機能についてはこれからの議論かなというふうに思いますので、その辺は様々な地域で使っているものも大分性能が違うみたいですので、まず調査をした上で検討していくという考え方です。

○**長南源一委員** ちょっとわからないんですが、今各市町村単位で広報無線とか、一斉放送をやっているわけですが、差し当たり5年以内の調整とありますが、例えば現在の鶴岡市役所から一円に同時放送できるようにするということですか。それは5年以内、システムの再構築によってできるんですか、そこをちょっとお尋ねします。差し当たりできるだけ早くそういうふうな方式を採用するということなんですか。そのところを教えてもらいたいと。

○**斎藤和也生活分科会長** 合併後直ちに、その年度内中には7市町村、今の役場ですけども、全部同じ情報が一緒に伝わるシステムにするということです。というのは総務省から防災行政無線の無線の周波数というのは1本に下さいということが義務づけられておりますので、これはせざるを得ないのです。そういったことをするためには莫大な数億円の費用が必要ですので、最低でもこのぐらいの5年はいただかないと、とても難しいといったことで5年以内ということにさせていただいたものです。

○**本城昭一委員長** よろしいでしょうか。今説明をいただきましたけども、分科会調整のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうふうにさせていただきます。

これで住民生活の消防防災終了いたしました。きょうの予定は4時半ということになっていまして、まだまだ我々の問題は残っておりますけども、しかしあすもまたびっしりございますので、この辺でやめていいですか。

○**押井喜一委員** 今調整項目の検討していますけども、私ども議会から選出されている委員としましては、ようやく議会の議員の皆さんにもこういった資料をお見せしているということで、またそういった特別委員会等での議論もあるのではないかとこのように思っています。ですから、当然委員として自分なりの考えの下でいろいろ発言もしているわけですが、今後そうした議会からのいろんな提言なり提案、そういったものが出るというふうに考えられます。そういった場面も想定しながら進めていただければというふうに思っています。よろしくお願いたします。

○**本城昭一委員長** 事務局からも前に申し上げたと思いますが、重要事務事業が皆さんに示されているわけですが、もっとそのほかに重要に入れるべきだという項目もないのかと、そういうこともありますし、鶴岡の場合も1回特別委員会で説明をしております。各市町村そういう段階を踏んでくると、その中で変化があるし、変更もあるのではないかなと思っておりますので、ここで確認したから、何が何でもという考え方はございませんので、より良いものにするためにそういう意見を大いに吸収してまいりたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○**須藤栄弘委員** それじゃ、今まで調整内容ということでおおむね良しとしたことに対しても、今後いろんな意見があればこれもできるということですか。

○**本城昭一委員長** そうです。

○**須藤栄弘委員** わかりました。

○**本城昭一委員長** それじゃ、まだまだ残ってはいますけども、きょうは予定の時間になりましたので、これで終了させていただきたいと思いますが、また第二小委員会あしたあるようであります。午前中は定数検討小委員会、午後第二小委員会と、こういふことで大変ご苦労様ですが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

## (2) その他

○**本城昭一委員長** 事務局のほうから何かありますか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 長時間にわたりましてありがとうございました。委員長のほうからお話ございましたように、あしたはゆうあいプラザかたぐるまで、時間は午後1時から専門小委員会ということです。あしたもまたよろしくお願いしたいと思います。

## 3 閉 会(午後4時36分)

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** それでは、これをもちまして第8回の第二小委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。